

# 六郷会 会則

## 第1条 名称ならびに会員

本会は六郷会と称し、川崎地区、京浜地区及びその近傍に在住又は勤務する横浜高等工業学校、横浜工業専門学校、横浜国立大学（以下、横浜国大と記す）工学部および関係大学院の卒業生をもって組織する。但し、上記以外の者においても、本人の申し出により会員とすることができる。

## 第2条 目的

本会は会員相互の親睦を図り、更に横浜国大他学部の卒業生等との親睦交流を保ち、併せて横浜国大の発展に寄与することを目的とする。

## 第3条 事業

第2条の目的達成のため、本会は次の事業を行う。

1. 総会の開催
2. 講演会、懇親会の開催
3. 会員名簿の作成
4. その他必要な事項

## 第4条 役員

本会の運営のため下記役員をおく。

会長	1名	
<u>副会長</u>	若干名	
幹事長	1名	
常任幹事	若干名	<u>各幹事会社は少なくとも1名の常任幹事を選出する。</u>
		※ 幹事会社については、別に定める。
事務局長	1名	
会計幹事	1名	
幹事	若干名	幹事長の指名により選出する

## 第5条 役員の任期

役員の任期は2年とし、再任は妨げない。

## 第6条 顧問および相談役

幹事長以上の役員経験など、本会への貢献が顕著な会員の中から、顧問および相談役を委嘱することができる。顧問および相談役は、会長の要請により役員会に出席し、本会の運営に関する意見を具申しすることができる。

顧問 若干名（原則、歴代会長）  
相談役 若干名（副会長、幹事長経験者等）  
尚、顧問および相談役の任期は特に設けない。

## 第7条 総会

年1回総会を開催する。  
役員会が必要と認めた場合、臨時総会を開催することができる。

## 第8条 役員会

第4条に定める役員（幹事は除く）により役員会を構成する。  
役員会は会長または幹事長の招集により開催するものとし、本会の活動に関わる企画、運営全般について協議、決定する。役員会の決議は、役員の過半数の同意をもって行う。

平成18年3月1日付けで六郷会会則の全面改訂を行った。改定/付加された主要部分は下線が引かれたところである。改定に当たっては、六郷会の運営はかなり複雑なのだが、どなたが読んででも分かり易い事を旨としたつもりであるが、如何だろうか？

改定/付加された主要点について以下若干の補足を行う。

- ① 六郷会は、国大工学部などの卒業生を会員とする地域同窓会である。
- ② 従来は川崎地区に在勤する者が主体だったが、それを第1条のように拡大した。
- ③ 国大の他学部の卒業生との連携を明記した。(第2条)
- ④ 会長の心身に緊急事態が発生した場合を考慮して(一昨年発生)、副会長を置いた。(第4条)
- ⑤ 陽には表現されていないが、幹事会社以外から常任幹事就任へ道を開いた。(第4条)
- ⑥ 六郷会の活性化を「六郷会を考える会」を中心として行う計画だが、その位置づけを明記した。(第11条)
- ⑥ 今までは、幹事会社について具体的な記述がなかったが、それを明記した。(付則1)

## 第9条 会計

本会の運営費用は、会費、寄附金、財産運用収入およびその他の収入をもってこれにあてる。  
会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日とし、総会にて会計報告を行うこととする。

## 第10条 会費

会員は、会費として年額2,000円を納めなければならない。

## 第11条 審議委員会

本会の運営・活動に関わる重大な課題が生じた場合、その対応を協議するため、相談役など有識者をもって構成する審議委員会を設けることができる。審議委員会の委員は会長が委嘱する。

## 第12条 会則の改訂

本会則に改訂の必要が生じた場合、役員会において協議、決定する。

## 付則

### 1. (当番) 幹事会社

本会の円滑な運営を図り、活動の継続性を高めるため、幹事会社を設ける。

また、当番幹事会社は、幹事会社の持ち回り（2年単位）とし、幹事長、事務局長、会計幹事は、当番幹事会社より選出する。

#### 幹事会社

味の素(株)  
(株)東芝  
JFEスチール(株)  
富士通(株)  
日本電気(株)

左は当番の順に記されている。  
平成17～18年度の当番幹事会社は  
日本電気(株)である。

## 改訂の履歴

制定 昭和58年8月31日より実施

改訂 平成13年度幹事会にて改訂

(会則「3.役員」のうちの「地区幹事」を廃止)

〃 平成17年度幹事会にて全面改訂 (平成18年2月18日決議、同年3月1日付改訂)